

# 山手町だより

2012年 4月25日

## ～山手町自治会通常総会報告特集～

桜前線がいつになくゆっくりでしたが、海蔵川の桜まつりは例年より長かったようで、少しばかり長く楽しめたのではないのでしょうか？とは言え、最初の頃は『海蔵川桜まつり』の旗ばかりがなびいており、桜はちっとも…。でもその宣伝効果があったのか？満開の頃のにぎわいはお見事！でした。

さて、山手町自治会平成24年度がスタートしました。今年度より4月に総会を行い、町内の活動報告や案件に関しまして、全会員が審議していただく機会を設けることとなりました。総会の開催前には、全世帯に議案書を配布し、総会への宣伝？（出欠確認）を新組長さんにお願ひしました。

総会の出席者は役員も併せて29名、委任状を提出された方が154名。加入世帯が208と言われる山手町において、お見事！と言うべきなのか？それとも…。願わくば、総会議案書が各家庭で一読され、保存されますことを思うばかりです。



## 総会の結果 賛成多数により

### 第1号議案～第6号議案は承認されました。

#### 議案における審議の詳細について

第1号議案 平成23年度自治会活動報告については、特に質問などありませんでした。

第2号議案 平成23年度会計報告及び会計監査報告は、今回から会計監査を置いたことで、会計が正しく処理されている事が認められました。しかしながら、支出の部（使用用途）に質問があり、高支出である募金に対して、「無い

のに（貧しい町なのに）出さなくてもよいのではないか？」と言った意見がありました。

ここで補足いたしますと、各種様々な団体に対して、羽津地区として協力をすることが、連合自治会より決定され、山手町にも世帯数に応じた金額を課せられます。本来、一軒ごとに組長さんに募金に回ってもらう代わりに一括して町で払っているのが現状です。募金も日赤、愛の資金、共同募金、去年は東日本大震災などがあり、高額になった次第です。

第3号議案 平成24年度自治会役員（案）、第4号議案 平成24年度自治会活動計画（案）の両案件については、特に質問もなく承認されました。また、監事の空欄になっていた所や日程がわかってきたものもありますので、別紙を配布します。ご確認下さい。（案）の削除をお願いします。

第5号議案 平成24年度会計予算（案）については、承認されました。質問等はありませんでしたが、本年度決算額より予算を高額と設定したものに、防災関係があります。町でも少しずつではありますが、自主防災の意識の下必要な物を購入していこうと考えています。また、6号議案が承認されたこともあり、収入の部（案）が変わってきますので、回覧で修正したものを回します。ご覧下さい。（案）の削除をお願いします。

第6号議案 自治会規約の一部改正については、総会冊子の末ページある従来の規約と異なる部分を見比べ、説明しました。規約を改正するにあたった経緯は、山手町を法人化資格の水準まで引き上げようという狙いがあります。法人化するためには、町が所有する土地・建物が必要ですので、今すぐは出来ませんが、今後土地を購入する際に規約が必要となる為です。総会もその一つとお考えください。特に規約の長くなった部分に関しては質問はありませんでしたが、今回の総会の目玉とも言うべき、会費については、審議の末

**一律500円**に決定されました事を報告致します。

これまで、借家、アパートは月額300円でしたが、自治会規約第6条に本会の運営経費・地区及びその他の事業協力費に充てるためと主旨がある通り、平等に負担いただくことが妥当であろうと考え、この度改訂することとなりました。当事者となりました会員の皆様、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

## 最後に

総会の際、今年は努力年である。私は言いました。旧会長、副会長より交替して3年目。今年任期が終わります。総会冊子に役員選挙規定を織り込みましたが、交替することこそ、山手町の活性化だと思います。一人でも多くの方に役員経験者になっていただきたい。これからの山手町をうらなう意味でも今年が大事だと思います。一人ひとりの御心にかかっています。よろしく申し上げます。